**平成２７年（フ）第３２９号**
岐阜県美濃市109番地４　ベルメゾンＡ　203号室
債務者　河合　光廣
1　決定年月日時　平成28年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　　恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月22日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
岐阜地方裁判所

**平成２７年（フ）第１８３号**
福井県大野市春日２丁目11番10号
債務者　山崎　美紀
1　決定年月日時　平成28年１月29日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩﨑　史明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月10日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第１９号**
名古屋市瑞穂区苗代町27番４号、従前の住所愛知県豊田市高原町１丁目１番地17（サンシティ上豊田駅南901号）
債務者　三井　一人
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水加奈美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月10日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第１４７号**
大阪府大東市野崎１丁目12番９号
債務者　竹澤　誠司
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福岡　宏海
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２７年（フ）第１９４６号**
札幌市清田区北野２条３丁目９番６号　ファイブランド北野102号
債務者　岩田　健一
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第２０６２号**
札幌市白石区平和通３丁目北４番20―503号
債務者　大郷　正嗣
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第２１１０号**
札幌市東区北17条東５丁目２番５号　大友恵愛園
債務者　清水　　茂
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第２１４４号**
札幌市北区屯田４条７丁目４番17号
債務者　木村さやか
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第２１５１号**
札幌市東区北丘珠３条１丁目14番３号　ハイムよあけＡ棟103号
債務者　伊藤　豪正
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第２１５２号**
札幌市東区北丘珠３条１丁目14番３号　ハイムよあけＡ棟103号
債務者　伊藤　榮喜
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第２１７２号**
北海道恵庭市恵み野南１丁目１番６　（ケアステージ恵み野407号）
債務者　住吉　吉記
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第２１７９号**
札幌市手稲区曙12条１丁目１番７―307号
債務者　加納　裕子（旧姓小藏）
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２４号**
札幌市北区北38条西６丁目２番12―102号
債務者　吉川まき子（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第３６号**
札幌市西区山の手４条11丁目１番15―203号
債務者　戸田　恭嗣
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第３７号**
札幌市西区山の手４条11丁目１番15―203号
債務者　戸田緑こと　梁　　緑
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１５２号**
群馬県高崎市新町1236番地１　県営68号
債務者　中澤　静江
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２７年（フ）第２２４号**
群馬県高崎市新町3287番地６
債務者　山口　幸恵
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部